天 理 市 農 業 委 員 会　 議 事 録

・日　　時　　令和５年12月７日（木）午後２時00分～午後２時35分

・場　　所　　天理市役所　５階　533Ｂ会議室

・出席委員

　（農業委員）

１番　　　西　　悦子　　　　　　　　２番　　 岸本　誠行

３番　　　門𦚰　由喜子　　　　　　　４番　　 安井　義昌

５番　　　松井　義憲　　　　　　　　６番　　 川畑　　稔

７番　　　木村　　晃　　　　　　　　８番　　 榎堀　秀樹

９番　 　 藪内　清光 １０番 　 西口　恵紹

１１番 　 上田　喜史　　　　　　　１２番 　　中井　順一

　（農地利用最適化推進委員）

　　丹波市地区　　東田　行三　　　　　　山の辺地区　　箕手　　宏

前栽地区　　谷　　昭良　　　　　　井戸堂地区　　松本　和成

二階堂地区　　藏本　純次　　　　　　　朝和地区　　奥野　雅信

　朝和地区　　石井　照夫　　　　　　　柳本地区　　杉田　義正

　櫟本地区　　奥出　善嗣　　　　　　　福住地区　　辻󠄀沢　昌彦

・事務局職員

　　　事務局長　　奥田　　彰　　　　　　　　　係長　　德永　佳代

・附議事項

議案第１号　　農地法第３条に関する許可申請について

議案第２号　　農地法第５条に関する許可申請について

議案第３号　　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第４号　　その他

　　　　　　　　①市街化区域の専決処分について（報告）

②相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

事務局長（奥田　彰）

定刻の時間が参りましたが、川畑委員から連絡が入り、少し遅れますが先に始めてくださいということですので、ただいまより12月定例委員会を開催いたします。

本日は、何かとお忙しい中、委員会にご出席いただきありがとうございます。

　本日、出席の農業委員は11名で、委員会は成立しております。

　次に委員会での発言でございますが、委員及び会議に出席した職員その他の方が発言をされるときは、挙手により議長の許可を得た上でお願いいたします。

　また、携帯電話をお持ちの方は、会議中「マナーモード」に設定していただくか、

電源を切っていただきますようご協力をお願いします。

　それでは、議事に先立ちまして、議長よりご挨拶をいただき、引き続き会議規則の規定により、以降の議事進行を議長にお願いいたします。

議長（松井義憲）

　皆さん、ご苦労様でございます。今年最後の委員会になります。本当に１年間ありがとうございました。これからまだ寒くなるわけでございます。コロナも落ち着いてはいるものの、収束はしていません。今またインフルエンザが流行っているようで、皆様方もお体には十分気を付けていただき、年末年始を過ごしていただきたいと思います。また、年明けも引き続き委員会にご協力いただきたいとお願い申し上げます。

　また、今日の審議が終わりましたら、福住地区の委員から取り組んでいる成果の経過報告がございますので、よろしくお願い申し上げます。

　それでは、議事に入っていきたいと思います。

まず、12月委員会の議事録の署名委員でございますが、こちらの方で指名させて

いただいてよろしいでしょうか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

　ご同意いただきましたので12番　中井委員と、１番　西委員にお願いいたします。

議長（松井義憲）

それでは、議案第１号「農地法第３条に関する許可申請について」事務局より説明

願います。

事務局係長（德永佳代）

　それでは、議案第1号「農地法第３条に関する許可申請」14件について説明いたします。議案書1ページをご参照願います。

１番申請は、譲渡人が相続したが、耕作できないことを事由とする所有権移転の売

買です。

場所の地図は、議案書の３ページ上段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は１番表記のとおりです。

　２番申請は、新規就農を事由とする所有権移転の売買です。

　場所の地図は、議案書の３ページ下段です。

申請地及び譲受人、譲渡人は２番表記のとおりです。

新規就農ですので、11月24日に松井会長と地区担当の岸本農業委員、木村農業委

員、事務局職員で新規就農者ヒアリングを行いましたのでご報告いたします。

譲受人は、30歳、会社員をされています。農地取得の動機は、この度申請地の隣地に家族で暮らすことになった。以前から奈良市在住の祖父の畑を手伝っており、自分の子どもにも土に触れる生活を、安全な食べ物をと思ったとのことです。

営農計画については、本格的な農業経験はありませんが、旬の野菜を作ろうと考えています。農業従事予定日数は、自宅隣地ということもあり年間で200日程度と考えています。農業経験がないので、譲渡人や地元農家の方たちに教えて頂きながら続けて参りたいと考えています。また、譲渡人には必要な時に耕運機などを借受ける予定で、承諾を得ています。収穫物は、自家消費のみで販売は考えておりません。

面接を務められた木村委員からは、「農機具は借りるということですが、今後は農地を所有することになるので自覚をもってしっかりやってください」との意見がありました。また、岸本委員からは「現場を確認しましたが、すでに草刈などをしている様子である」と報告されました。会長からは、「農地の管理だけでなく、村との付き合いを大切にして励んでください」と言われました。

３番申請は、共有名義人の持分移転を事由とする所有権移転の贈与です。

場所の地図は、議案書の４ページ上段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は３番表記のとおりです。

４番申請は、譲渡人が遠方で耕作できないことを事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の４ページ下段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は４番表記のとおりです。

５番申請は、譲渡人が高齢で、耕作できないことを事由とする所有権移転の売買で

す。場所の地図は、議案書の５ページ上段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は５番表記のとおりです。

６番申請は、新規就農を事由とする賃貸借権の設定です。

場所の地図は、議案書の５ページ下段です。

申請地及び賃借人、賃貸人は６番表記のとおりです。

新規就農ですので、11月24日に地区担当の松井会長と杉田推進委員、事務局職員で新規就農者ヒアリングを行いましたのでご報告いたします。

譲受人は、43歳、自営業をされています。

農地取得の動機は賃貸人は農地を借り１年間経験してみて、更に野菜作りを続けてみたいと思った。また、農業に将来性を感じたので続けようと感じた。

営農計画は、これまでの経験で、１年間黒豆等を作り、米の収穫の手伝いをしたことがある。今後は野菜全般を作ろうと考えています。農業従事予定日数は、週に１日程度ですが、営農状況に応じて日数を増やしていこうと考えています。農機具は、耕運機や草刈り機は所有しており、必要に応じて貸人に借りる同意を得ています。営農指導は貸人から指導を受け、収穫物は将来的に道の駅やレストランなどに出せるようにしたいとのことです。

面接を務められた杉田推進委員からは、申請地は水はけが良くないので畑地利用をするなら土壌改良などを考え、JAに申請地の土の分析を依頼してそこに適した品目を検討してはどうかとアドバイスされました。

７番申請は、新規就農を事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の６ページ上段です。

申請地及び譲受人、譲渡人は７番表記のとおりです。

新規就農ですので、11月30日に地区担当の川畑副会長と事務局職員で新規就農者ヒアリングを行いましたのでご報告いたします。

譲受人は、50歳で公務員をされています。

農地取得の動機は、現在稲葉町の知人の畑を借りて耕作しているが、地主に返還をもとめられた。引き続き農業を続けたいので、本申請をすることになりました。

営農計画は申請地は自宅から300ｍ程の距離です。当初は草が生えていましたが、

耕運機で起こしてきれいにしました。今後は白菜やダイコンなど野菜全般を作る計画です。農機具は耕運機を三台と軽トラックを所有しています。農業経験は25年ほどあり、今も玉ねぎを作っています。農業従事予定日数は、年間で100日程度と考えています。収穫物は、自家消費のみで販売は考えておりません。

面接を務められた川畑副会長からは、「農地の現場の状況を確認し、南六条町の農家組合長にも確認しましたが、特に問題ないです。頑張ってやってもらいたい。」とコメントされました。

８番申請は、譲渡人が高齢で耕作できないことを事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の６ページ下段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は８番表記のとおりです。

９番、10番は同時申請で、譲受人の農業経営拡大を事由とする所有権移転の売買で

す。

場所の地図は、ともに議案書の７ページ上段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は９番、10番表記のとおりで

す。

11番申請は、譲渡人が高齢で耕作できないことを事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の７ページ下段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は11番表記のとおりです。

12番、13番は同時申請で、農業経営拡大を事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、ともに議案書の８ページ上段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は12番、13番表記のとおりで

す。

14番申請は、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の８ページ下段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は14番表記のとおりです。

以上、14件の申請は農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められ、耕作に

必要な農作業にも常時従事すると認められる等、農地法第３条第２項各号にも該当し

ないため、許可要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、ご承認いただきましたので、委員会で処理することといたします。

　次に、議案第２号「農地法第５条に関する許可申請について」事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第２号　農地法第５条に関する許可申請２件について説明させていただきます。議案書９ページをご参照願います。申請につきましては、令和５年12月５日に川畑委員とともに農地現地調査を行いました。資料番号１の農地現地調査表も併せてご覧ください。

１番申請は、青空駐車場を転用目的とする賃貸借権の設定です。

申請者及び申請地は、１番表記のとおりで、申請理由、利用計画は資料番号１のとおりとなっています。

当該申請地の農地区分は、上下水道の整備された沿道の区域で、学校などの施設が500ｍ以内に存する区域にある第３種農地であり、許可要件を満たしております。また、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第５条第２項各号にも該当しないため、問題ないと考えます。

２番申請は、青空駐車場を転用目的とする所有権移転の売買です。

資料番号２の農地現地調査表も併せてご覧ください。

申請者及び申請地は、２番表記のとおりで、申請理由、利用計画は資料番号２のとおりとなっています。

当該申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域で、農地の規模が10ヘクタール未満の第２種農地で、申請地に隣接する既存の駐車場と一体利用して使用するため、この他に事業目的達成可能な農地以外の土地や第３種農地はなく、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第５条第２項各号にも該当しないため、問題ないと考えます。以上でございます。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、農地法第５条に関する許可申請について、ご承認いただきましたので、申請内容のとおり県へ進達いたします。

次に、議案第３号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画」について、

事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第３号　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画２件について、説

明いたします。議案書10ページをご覧ください。

　１件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類

及び期間は議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、田として利用する賃貸借で、新規集積となります。

　２件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類

及び期間は議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、畑として利用する賃貸借で、新規集積となります。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

　それでは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画をご承認いただいたものとして、その旨を市長に回答いたします。

次に、議案第４号　その他①11月分「市街化区域の専決処分について」事務局より報告願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第４号　その他①　11月分の市街化区域転用の届出についてご報告いたしま

す。資料番号３をご参照ください。令和５年11月分の市街化区域 転用届出といたしまして、４条届出　集合住宅及び駐車場　1件627㎡、５条届出　一戸建て住宅　1件

980.53㎡、分譲宅地及び道路　１件367㎡、一戸建専用住宅及び青空資材置場　１件998㎡でした。市街化区域届出専決処分の報告は以上でございます。

議長（松井義憲）

　ただいま、報告のありました「11月分市街化区域の専決処分について」何かご意見、

ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、報告のとおりご承認いただいたものといたします。

次に、議案第４号　その他②　相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、事務局より報告願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第４号　その他②　相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認４件についてご報告いたします。奈良税務署より相続税納税猶予を受けておられる方の特例農地について、耕作状況の確認依頼文書が送られてまいりましたので、その調査結果をご報告いたします。令和５年11月に農地等の全部について、現地確認を実施いたしました。

相続税の納税猶予制度とは、農地を相続により取得した相続人が、その農地で引き続き農業を営む場合には、一定の要件のもとに、農地に対する相続税が猶予される制度です。

猶予された相続税は、相続人の死亡や、平成21年12月15日以後は廃止となりましたが20年間の営農継続で納税が免除となります。この免除手続きの中で、農業委員会は税務署からの依頼により利用状況の確認を行い、回答をします。

資料番号４をご覧ください。

１件目（資料番号4-1）特例対象者の住所、氏名は記載のとおりです。場所の写真は

資料に添付しております。

一連番号001～004について、現場写真にありますように水田・畑として利用され、「全て自ら所有し、自ら農地として使用している」に該当といたしました。

２件目（資料番号4-2）特例対象者の住所、氏名は記載のとおりです。

一連番号001～003について、現場写真にありますように水田として利用され、「全て自ら所有し、自ら農地として使用している」に該当といたしました。

一連番号004　楢町292-1については、「その他」保全管理の状態での利用に該当といたしました。

３件目（資料番号4-3）特例対象者の住所、氏名は記載のとおりです。

一連番号001～007について、現場写真にありますように水田等として利用され、「全て自ら所有し、自ら農地として使用している」に該当といたしました。

一連番号008について、喜殿町338-1は水田として利用され、「全て自ら所有し、自ら農地として使用している」に該当、345-2は雑木林の状態で「その他」に該当といたしました。

一連番号009について、喜殿町324-1は畑として利用され、「全て自ら所有し、自ら農地として使用している」に該当、328は雑木の状態で「その他」に該当といたしました。

一連番号010について、それぞれ現場写真にありますように雑木林の状態で「その他」に該当といたしました。

４件目（資料番号4-4）特例対象者の住所、氏名は記載のとおりです。

一連番号002～004について、現場写真にありますように畑・水田として利用され、「全て自ら所有し、自ら農地として使用している」に該当といたしました。

以上のとおり、現地調査の結果を奈良税務署に回答いたします。

議長（松井義憲）

　ただいま、報告のありました相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認に

ついて、何かご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、ご承認いただきましたので、報告内容のとおり奈良税務署に回答いたします。

以上をもちまして、本日の委員会の案件はすべて終了いたしましたが、委員の皆様、

他に何かございませんか。

　ないようでしたら、事務局の方から、何か連絡事項等はないですか。

事務局長（奥田　彰）

＜事務連絡＞

・次回定例農業委員会の日程について

・第28回「北和の農を考えるつどい」講演について

　・「農政なら」冊子

議長（松井義憲）

それではこれをもちまして12月の定例委員会を閉会させていただきます。

本日はご苦労様でした。

本議事録は、会議の正当なることを証するため、議長、委員署名するものとする。

　　　　令和 ５年 12月 ８日

　　　　　　　　　天理市農業委員会

議　長

委　員

委　員